

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称	位 置	特定生産緑地の 解除面積
中筋16 生産緑地地区	中筋4丁目 地内	約 498 m ²
合 計 1地区		約 498 m ²
		約 0.05 ha

「区域は解除図表示のとおり」